公益社団法人熊谷市シルバー人材センター安全・適正就業委員会設置規程

平成５年４月１日

規程　第１号

（目的）

第１条　公益社団法人熊谷市シルバー人材センター会員の健康と安全・適正就業に関する事項を検討し、その対策を推進するため、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター安全・適正就業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の事項について検討し推進する。

（１）会員が健康で安全・適正に就業することができるための実施計画の策定に関すること。

（２）会員の就業上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関すること。

（３）その他、会員の健康と安全・適正就業に関する必要な事項。

（構成）

第３条　委員会は、センター役員７名以内、事務局職員１名の委員をもって構成する。

２　委員は、理事長が委嘱する。

３　委員会に委員長、副委員長を置き、委員の中から互選する。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の開催）

第５条　委員会の開催は、委員長が必要と認める場合に開催する。

２　委員会の運営は、委員長があたる。

（安全・適正就業推進員の設置）

第６条　委員会のもとに、会員の健康と安全・適正な就業を確保するため、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター安全・適正就業推進員（以下「推進員」という。）を置く。

２　推進員に関する取り扱いは、別に定める要綱による。

３　委員会は、推進員を掌握し、実施計画を行うものとする。

（関係者の出席）

第７条　委員長は、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（報告）

第８条　委員長は、必要の都度、委員会の検討結果を理事長に報告するものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、センター事務局があたるものとする。

（委任）

第10条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。